様式第三第二表の2.(1)の表中

諸経費	

を

諸経費	
減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものに限る。）	

に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（ガス事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後のガス事業会計規則第三条、第五条、第十条、別表第一及び様式第一の規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る財務計算に関する諸表については、適用しない。ただし、同日前に開始する事業年度に係る財務計算に関する諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

（一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にガス事業法（以下「法」という。）第十七条第一項に基づく認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出られた供給約款、同条第七項の規定により届け出られた選択約款及び法第二十条ただし書に基づく認可を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項及び第三項、第二十四条の三第一項、第二十四条の五、第二十四条の七、第三十四条、第三十四条の二、第三十五条並びに第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

電気関係報告規則等の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「様式第十一」を「様式第十二」に改める。

様式第二の第一表中

原子力発電所	
その他	

を

原子力発電所	
新エネルギー等発電所	
その他	

に、

| | | |